

第28回東京都新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

次 第

令和2年5月29日（金）13時00分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告・各局発言
- 3 本部長発言・指示
- 4 閉会

新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応

1. 現在の状況

○ 主な国・地域ごとの発生状況（厚生労働省発表 5月28日12時時点）

国・地域	感染者数	死亡者数
米 国	1,699,073	100,396
ブ ラ ジ ル	411,821	25,598
ロ シ ア	370,171	3,962
英 国	267,240	37,460
ス ペ イ ン	236,769	27,118
イ タ リ ア	231,139	33,072
ド イ ツ	181,524	8,428
ト ル コ	159,797	4,431
フ ラ ン ス	145,746	28,595
イ ラ ン	141,591	7,564
そ の 他	1,796,701	77,494
合 計	5,641,572	354,118

※ 204の国・地域で確認されている。

○ 国内の発生状況（厚生労働省発表 5月28日0時時点）

都道府県	感染者数	死亡者数
東 京 都	5,180	296
大 阪 府	1,782	80
神 奈 川 県	1,341	78
北 海 道	1,066	84
埼 玉 県	1,000	47
千 葉 県	905	44
兵 庫 県	699	40
福 岡 県	674	25
愛 知 県	507	34
京 都 府	358	16
そ の 他	2,986	123
合 計	16,498	867

※チャーター便帰国者15名、空港検170名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

○ 都の発生状況 5,195名（5月28日18時45分時点） 福祉保健局プレス発表資料累計

- ・海外からの旅行者 3名（中国在住）
- ・都内在住者等 5,192名（うち死亡者299名）

○ 国の動き

- 1月21日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月24日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月28日 新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫感染症に指定
- 1月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回、第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月1日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び検疫法施行令の一部を改正する政令の施行
- 2月1日 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月5日 第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月6日 第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月12日 第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月13日 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月14日 第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月16日 第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
第1回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月18日 第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月19日 第2回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月23日 第12回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月24日 第3回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月25日 第13回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月26日 第14回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月27日 第15回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月29日 第4回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月1日 第16回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月2日 第5回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月5日 第17回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月7日 第18回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月9日 第6回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月10日 第19回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月10日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案閣議決定
- 3月14日 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」及び
「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項の政令で定める日を定める政令」施行
- 3月17日 第7回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月18日 第20回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月19日 第8回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月20日 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月23日 第22回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月26日 第9回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部設置

- 3月28日 第23回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月28日 第24回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月1日 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針決定
- 4月1日 第25回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月1日 第10回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 4月6日 第26回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月7日 第27回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月11日 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出
- 4月11日 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 4月11日 第28回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月16日 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 4月16日 第29回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月22日 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 4月22日 第30回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月24日 第31回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月27日 第32回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月1日 第11回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 5月4日 第33回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月14日 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 5月14日 第34回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月21日 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 5月21日 第35回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月25日 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 5月25日 第36回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月25日 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 5月25日 新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言発出

○ 都の動き

- 1月24日 新型コロナウイルス関連肺炎第1回東京都危機管理対策会議
- 1月27日 新型コロナウイルス関連肺炎第2回東京都危機管理対策会議
- 1月28日 新型コロナウイルス関連肺炎第3回東京都危機管理対策会議
- 1月29日 新型コロナウイルス関連肺炎第4回東京都危機管理対策会議
- 1月30日 東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
- 1月31日 第1回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月3日 第3回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月7日 第4回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月12日 第5回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月14日 第6回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月17日 第7回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月18日 第8回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月21日 第9回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月26日 第10回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月3日 第11回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月12日 第12回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

3月23日	第13回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月26日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
3月27日	第14回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月30日	第15回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月1日	第16回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月6日	第17回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月8日	第18回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月10日	第19回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月15日	第20回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月23日	第21回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月5日	第22回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月15日	第23回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月19日	第24回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月22日	第25回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月25日	第26回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月26日	第27回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2 都の対応

[新型コロナウイルス関連肺炎全般]

- ・情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことを確認
- ・新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口の設置
- ・感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・厚生労働大臣あての緊急要望を実施
- ・新型コロナウイルス感染症に関する知事メッセージ発信
- ・「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算編成
- ・「新型コロナウイルス感染症に関する集中的取組」策定
- ・文部科学大臣あての緊急要望を実施
- ・「新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月12日）
- ・「都としての新たな対応方針」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月26日）
- ・1都4県知事共同メッセージの発信
- ・九都県市首脳会議緊急メッセージの発信
- ・東京都緊急事態措置案の事前公表
- ・東京都緊急事態措置の実施（外出自粛要請、令和2年4月8日零時から5月6日）
- ・東京都緊急事態措置の実施（施設の使用停止及び催物の開催の停止要請、令和2年4月11日零時から5月6日）

- ・都民のいのちを守る STAY HOME 週間として、外出抑制を強化するとともに、首都圏で連携・協力した広報を展開（4月25日から5月6日）
- ・東京都緊急事態措置の延長（外出自粛要請、令和2年5月7日から5月31日）
- ・東京都緊急事態措置の延長（施設の使用停止及び催物の開催の停止要請、令和2年5月7日から5月31日）
- ・新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ（骨格）の公表
- ・令和2年第二回定例会補正予算案を公表
- ・新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップの公表
- ・ステップ1における新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応発表
- ・国の基本的対処方針改定を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」を一部改定

新型コロナウイルス感染症への各局の対応

○ 各局における主な対応

(総務局)

- ・ 情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことの周知
- ・ 人権部 HP に「都民の皆様へ」と題したメッセージを掲載
- ・ 東京バス協会等 3 団体へマスク 15 万枚を各局から提供
- ・ 区市町村への情報提供、実務者会議を実施
- ・ 都内区市町村へマスク 20 万枚を提供
- ・ イベント主催者に対して、5月6日までのイベント開催の取扱いについて改めて依頼
- ・ 区市町村長に対して、所管施設におけるイベント開催の取扱いについて依頼
- ・ 区市町村長に対して、新型コロナウイルス感染症対策に係る広報の協力について依頼
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置相談センター（コールセンター）を設置
- ・ 宿泊施設における感染者への支援のため自衛隊へ派遣要請
- ・ 感染症の影響により内定を取り消された新卒者等を対象とした非常勤職員採用を実施
- ・ 東京都人権プラザで「新型コロナウイルス感染症にかかる特別人権相談（法律相談）」を実施
- ・ 都立大・産技大・都立高専で、オンラインによる授業等を実施
- ・ 家計急変に伴う減免を都立大・産技大の授業料に適用
- ・ 経済的に困難な状況にある大学生等にアルバイトの機会を提供する取組を実施【全庁的取組】
- ・ 御蔵島村役場の業務支援のため、三宅支庁の職員を派遣

(政策企画局)

- ・ 在京大使館等への情報提供
- ・ 都と包括交流に関する覚書を締結している中国・清華大学に防護服を提供
- ・ 都主催イベントの取扱いについて、2月22日から3月15日（拡大防止の重要な期間として位置づけ）の対応方針を各局へ周知
- ・ 都主催イベントについては、専門家の意見等を踏まえ、4月12日までの間、方針を継続
- ・ 都民利用施設を含めた、イベントの中止・延期等の情報を東京都公式ホームページに掲載（5月20日現在）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策特別広報チームを立上げ
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策サイトを開設（3月3日）
- ・ 新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策（第三弾）を発表（3月12日）
- ・ 1都4県（3月26日）、九都県市（4月1日）でテレビ会議実施、共同メッセージ発出
- ・ 九都県市でテレビ会議実施、住民に対する共同要請メッセージ発出（4月9日）
- ・ 「いのちを守る STAY HOME 週間」1都3県共同キャンペーン実施（4月25日～5月6日）
1都3県知事共同ビデオメッセージ発出（5月1日）
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出（5月19日）
- ・ 都主催イベントについては、感染拡大の重大局面にある状況を鑑み、5月6日まで方針を継続
- ・ 4月3日より、「東京動画」をベースに知事による情報発信（ライブ配信）を開始（ほぼ毎日午後6時45分から配信）（5月11日より、午後6時30分からに変更）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する東京都の支援策をとりまとめ、東京都公式ホームページ等に掲載（4月14日）

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策と都民生活や経済を支える東京都緊急対策（第四弾）を発表（4月15日）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する支援策について、より分かりやすく検索・閲覧できる「東京都新型コロナウイルス感染症支援情報ナビ」を開設（5月5日）
- ・ 都主催イベントについては、緊急事態措置の延長に伴い、5月31日まで中止・延期の対応を継続
- ・ 休止中の都民利用施設及び都主催イベントの取扱いについて、「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」に基づき、順次再開等するよう、総務局と連名で各局へ周知（5月25日）
- ・ 休止中の都民利用施設の再開等に関する情報について、東京都公式ホームページに掲載

（戦略政策情報推進本部）

- ・ 東京都と区市町村との間における Web 会議の開催を促進するため、区市町村に対し Web カメラ・モニター・端末等の資材や通信費・ライセンスを提供
- ・ 軽症者等を受け入れる宿泊療養施設に「健康アプリケーション」を導入

（財務局）

- ・ 都庁展望室の休室
- ・ 契約事務手続きに関する対応（工事、設計等委託、物品買入れ等）
- ・ 公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドラインの策定及び周知

（主税局）

- ・ 国が所得税の申告納付期限（現行3月16日）を4月16日まで1か月延長したことを受け、個人事業税の確定申告についても申告期限（現行3月16日）を4月16日まで延長
- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受け、又は、著しく納税資力が低下している納税者等に対する徴収猶予の適用について迅速かつ柔軟に対応
 - ・ 期限までに申告等が困難な場合、申請により申告期限の延長を実施
 - ・ 自動車税の下肢等障害者減免について、窓口申請に加え郵送による申請受付を開始
 - ・ 納税者の外出抑制、金融機関等の三密防止に資する「スマートフォン決済アプリによる都税の納付」を6月1日より開始

（生活文化局）

- ・ 新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・ 私立学校への感染症対策の注意喚起
- ・ 都民への感染症対策に関する知事や著名人によるメッセージなどを、SNS、テレビ・ラジオ CM、デジタルサイネージ等の各種媒体により発信
- ・ 新型コロナウイルス関連情報へのリンク等をまとめたページ（日本語・英語・中国語・韓国語・やさしい日本語）を都庁総合ホームページに掲載、ワンクリックでアクセス可能
- ・ 在住外国人への情報提供に利用できる「やさしい日本語」による文書を作成し、区市町村や関係団体へ提供
- ・ 広報東京都3月号1面で、相談窓口、咳エチケット、知事メッセージを掲載
- ・ LINE で、新型コロナウイルス感染症に関する Q&A をわかりやすく掲載するなどメニューを拡充
- ・ 3月13日～15日、4月11日～5月6日に、新聞主要6紙に相談フロー図、問い合わせ窓口、知事メッセージ等を掲載
- ・ 広報東京都4月号1面・2面で、行動指針、相談フロー図、知事メッセージ、中小企業支援内容を掲載
- ・ 消費者に向けて、マスクやトイレットペーパー、食料品の買い占めや感染症関連の消費者トラブルについて、ホームページや SNS で発信
- ・ 都立文化施設等におけるイベント主催者に対して、イベント開催の取扱いについて改めて依頼
- ・ 私立学校に対して、都立学校の措置を参考に協力を要請
- ・ 都立文化施設等の休館（5月6日まで）

- ・ 対面となる来庁による公文書の開示請求等の自粛を要請
- ・ 旅券（パスポート）の申請受付を5月6日まで休止
- ・ 一時滞在施設用に体温計450本を提供
- ・ 計量検定所における検定の緊急対応（医療機関向け血圧計5350台、酒精度浮ひょう20本）
- ・ 生活面で不安などを抱える外国人の方の相談に多言語で対応する「東京都外国人新型コロナ生活相談センター（Tokyo Coronavirus Support Center for Foreign Residents）〔略称：TOCOSトコス〕」を開設
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する情報を発信するテレビ番組を新たに開始するなど情報発信を強化
- ・ 「STAY HOME 週間」ポータルサイト開設、東京動画特設コーナー設置（事業者サイトとのコラボあり）
- ・ 広報東京都5月号1面・2面で、外出自粛及び外出時の注意、各相談窓口等、緊急対応策4弾（概要）、都税等支払い猶予、テレワーク導入・活用支援について掲載
- ・ 外国人等が抱える連休中の不安等に対応するため、TOCOSを5月4日から6日まで臨時開設
- ・ 都立文化施設等の休館期間（現行5月6日まで）を延長
- ・ 旅券（パスポート）の申請受付の休止期間（現行5月6日まで）を延長
- ・ 芸術文化活動支援事業「アートにエールを！東京プロジェクト」の事業開始
- ・ 感染拡大防止対策を講じた上で、旅券（パスポート）の申請受付を6月1日から再開
- ・ 感染拡大防止対策を講じた上で、都立文化施設（美術館・博物館）等の再開（6月1日以降順次）
- ・ 広報東京都6月号1面・2面・3面で、ロードマップ（骨格）、支援情報ナビの開設、各相談窓口、感染症対策支援について掲載

（オリンピック・パラリンピック準備局）

- ・ 東京マラソン財団と連携し、マスクと消毒液を学校関連施設及び医療機関に寄贈
- ・ 都立スポーツ施設等の休館
- ・ 感染拡大防止対策を講じた上で、都立スポーツ施設等の利用を6月1日から順次再開

（都市整備局）

- ・ 感染症拡大に備えたスムーズBiz活用の呼び掛け
- ・ 鉄道駅等へのポスター掲示等を通じた外出自粛の呼び掛け
- ・ 新宿・渋谷・東京エリアにおける鉄道利用者数の動向を発信
- ・ SNSやラジオ等を通じた交通・物流等に従事する方へのエールの発信
- ・ 時差 Biz の登録企業・団体に対し、緊急事態宣言解除後もスムーズBizの継続に協力を求めるメールマガジンを配信
- ・ 緊急事態宣言解除に伴い、鉄道事業者等に対し、あらためて感染拡大防止への呼びかけ等を要請

（住宅政策本部）

- ・ 都営住宅及び公社住宅居住者向けのホームページに感染症対策の注意喚起チラシを掲載
- ・ 武漢から帰国した邦人等について、健康観察期間終了後、都営住宅を一時的に提供
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の影響による収入の減少に伴い、一時的に使用料等のお支払いが困難な事情がある都営住宅・公社住宅の居住者等の方に対し、使用料等のお支払いを一定期間猶予
- ・ 都営住宅においては、既存制度である収入の再認定及び減免制度を活用して、転職、退職等による収入減少の場合、最新の収入に応じた使用料への見直しや、さらに一定基準以下の収入の場合には使用料の減額を実施

（環境局）

- ・ 自然公園施設等の利用休止の実施
- ・ 感染拡大防止対策を講じた上で、自然公園施設等の利用の順次再開

（福祉保健局）

- ・ 新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置

- ・ 感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・ 帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
- ・ 「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・ 都内医療機関や保健所に対し、防護服を順次配布（累計 80,350 着提供）
- ・ 中華人民共和国に対する防護服の提供
- ・ 国からの緊急要請に基づき、横浜港沖に停泊しているクルーズ船の検疫官が使用する医療従事者用マスク 1 万枚を提供
- ・ 地区医師会に対し防護服 4,800 着を提供
- ・ 神奈川県に対し防護服 20,000 着を提供
- ・ 全国知事会からの依頼に基づき、神奈川県に対し、医療従事者用マスク 5,000 枚を提供
- ・ 都内医療機関、社会福祉施設、保健所へマスク約 11 万枚を提供
- ・ 都内医療機関に入院中の新型コロナウイルス感染症患者（無症状、軽症の方）を受け入れるため、ホテルなどの施設を都が確保（4月7日受け入れ開始）
- ・ 失業等に伴う住居喪失者への一時住宅等の提供
- ・ 宿泊療養者専用ストレス電話相談窓口を開設
- ・ 入院・宿泊療養者向けのサポート体制を確保（子供の一時預かり、高齢者・障害者の介護・介助、ペットの一時預かり）

（病院経営本部）

- ・ 羽田空港に到着した在留邦人のうち体調不良の方を都立・公社病院で受入
- ・ クルーズ船の陽性患者、保健所からの要請に基づく陽性患者、他院からの重症患者等を受入れ

（産業労働局）

- ・ 緊急調査を実施し、必要な対応策を検討
「新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響度・実態等に関する調査」を実施
- ・ 産業労働局金融部及び中小企業振興公社に、「新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口」を設置（3月31日まで夜間延長）
- ・ 時差通勤やテレワークの推進を業界団体や企業へ速やかに要請
（東京商工会議所、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、（一社）新経済連盟、日本 IT 団体連盟に要請。経団連、経済同友会は知事が要請）
- ・ 中小企業の資金繰り円滑化等への協力要請（東京都信用金庫協会、東京都信用組合協会）
- ・ 各種支援策をまとめたチラシを作成
- ・ 「東京都感染拡大防止協力金」の申請受付を開始

（中央卸売市場）

- ・ 各市場の取引委員会等を通じて、市場業者に対し、手洗いの励行や従業員の健康管理など感染拡大防止の取組への協力を要請。本庁による現場のバックアップ体制を整備
- ・ 新型コロナウイルス感染症による経営への影響について、市場業者へのヒアリング調査を実施。各種融資制度等の周知を図るほか、専門家による経営相談体制を構築
- ・ 市場業者の使用料及び光熱水費（電気料金、水道料金など）の支払いを猶予
- ・ 市場経由の生鮮食料品等を EC サイトで販売する事業者等をホームページで紹介する「おうち de 市場」を開始

（建設局）

- ・ 都立公園などにおける取組みの実施
- ・ 感染拡大防止対策を講じた上で、公園施設等の利用を5月26日から順次再開

（港湾局）

- ・ 東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・ 横浜港沖に停泊しているクルーズ船の乗客乗員に生活用品を提供
- ・ ゆりかもめにおいてスムーズビズの活用や感染症対策に関する呼びかけを実施
- ・ 調布飛行場・竹芝客船ターミナルにおける乗客への検温実施及び島内での健康相談先等の案内チラシを配布

- ・ 海上公園施設等の臨時休園・使用中止等の実施
- ・ 感染拡大防止対策を講じた上で、海上公園施設等の利用を5月26日から順次再開

(交通局)

- ・ 局ホームページや駅構内放送等により、スムーズビズの取組への協力を呼びかけ
- ・ ダイヤモンド・プリンセス下船者の大型観光バスによる輸送対応
- ・ 都庁前駅に赤外線サーモグラフィーを使用した「駅ナカ検温コーナー」を設置

(水道局・下水道局)

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金・下水道料金のお支払いが困難な事情がある方（個人・事業者）に対し、お申し出に応じ、一定期間水道料金・下水道料金のお支払いを猶予

(下水道局)

- ・ 日本水環境学会と連携し、下水中の新型コロナウイルスの分析を進めていくため、水再生センターにおいて下水の採取・保管を実施

(教育庁)

- ・ 学校及び保護者への感染症対策の注意喚起
- ・ 都立高校入学者選抜における対応
- ・ 公立学校の出席停止、臨時休業並びに卒業式などの学校行事への対応
- ・ 都教委HPにおける学習支援サイト（学びの支援サイト）の立ち上げ
- ・ ICTパイロット校等における取組の推進及び他の都立学校への展開
- ・ 臨時休業・春季休業中の過ごし方に関するリーフレットの作成及び周知
- ・ 都立学校版 感染症予防ガイドラインの作成及び周知
- ・ 保護者向けメッセージの作成及び周知
- ・ 都立学校における春季休業の終了日の翌日から令和2年5月6日までの間の臨時休業措置
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」に伴う都立学校の対応を通知
（区市町村には都の措置を参考に協力を要請）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」の延長に伴う都立学校の対応を通知
（区市町村には都の措置を参考に協力を要請）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドラインの作成及び周知

(人事委員会事務局)

- ・ 採用試験の延期
（令和2年度「東京都職員 I 類 B 採用試験（一般方式・新方式）」及び「東京都職員 I 類 A 採用試験」）
- ・ 管理職選考の延期
- ・ 採用試験の申込受付を6月1日から開始
（令和2年度「東京都職員 I 類 B 採用試験（一般方式・新方式）」及び「東京都職員 I 類 A 採用試験」）

(東京消防庁)

- ・ 各種行事の中止や縮小を決定
- ・ 各種救命講習等の休止
- ・ 各種法定講習（危険物取扱者保安講習、消防設備士講習等）の一部休止
- ・ 採用試験の延期（令和2年度「東京消防庁消防官（専門系及びI類）」）
- ・ 管理職選考及び昇任試験の延期
- ・ 予防関連届出書類等の郵送による受付を開始
- ・ 事業者の休業に伴う関係者に対する火災予防を注意喚起

○ 都庁舎・事業所共通

- ・ 各執務室等入口前に消毒液設置、石鹼の設置や手洗い等呼びかけるポスターの掲示
- ・ イベント開催時における感染予防対策の協力依頼
- ・ 来客対応を行う職員等のマスク着用実施
- ・ ウイルスに対する注意喚起を促す掲示物の設置・貼り出し

(5月28日現在)

緩和の目安

再要請の目安

①新規陽性者数	9.0人	1日20人未満	1日50人												
②新規陽性者における接触歴等不明率	54.0%	50%未満	50%												
③週単位の陽性者増加比	1.07	1未満	2												
④重症患者数	32人	※①の数字が10人以下となった場合は、②及び③は参考値とする。 (参考) 患者数に応じた病床を確保 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>レベル1</th> <th>レベル2</th> <th>レベル3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重症患者</td> <td>100</td> <td>300</td> <td>700床</td> </tr> <tr> <td>入院患者</td> <td>1000</td> <td>3000</td> <td>4000床</td> </tr> </tbody> </table>			レベル1	レベル2	レベル3	重症患者	100	300	700床	入院患者	1000	3000	4000床
	レベル1			レベル2	レベル3										
重症患者	100	300	700床												
入院患者	1000	3000	4000床												
⑤入院患者数	380人														
⑥PCR検査の陽性率	1.2%														
⑦受診相談窓口における相談件数	908件	○モニタリング指標の状況や審議会の意見を踏まえ、6月1日から ステップ2に移行													

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 東京都における対応（案）

令和 2 年 5 月 2 9 日

東京都総務局

ステップ2における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応（案）

1. 区域 都内全域

2. 期間 令和2年6月1日（月曜日）午前零時から

3. 実施内容

- ・「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」におけるステップ2に移行

4. 「新しい日常」の定着に向けた取組

- ・事業者向けガイドブックの作成
- ・業界団体等と連携したアドバイザーの派遣
- ・感染拡大防止策チェックシートの作成
- ・都民の方が安心して利用できる施設であることをお知らせするためのステッカーの作成

感染防止徹底宣言



【参考】ステップ2における休業要請等の法的整理について

特措法第24条第9項に基づく休止等要請

施設の種類	内訳	要請内容
遊興施設 等	ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ライブハウス、カラオケ 等	施設の使用停止 及び 催物の開催の停止要請 (=休業要請)
遊技施設	マーチャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場 等	
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等 （宅配・テイクアウトサービスを含む。） ※営業時間の短縮については、朝5時から夜10時までの間（酒類の提供は夜10時まで）とする。 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	営業時間の短縮、 適切な感染拡大防止の 徹底

事業者向け
東京都感染拡大防止ガイドライン
～「新しい日常」の定着に向けて～

第2版

令和2年5月29日

東京都

目次

1	はじめに	1
2	各業種に共通する感染拡大防止の主な取組例	2
	(1) 利用者向け対策	2
	(2) 従業員向け対策	3
	(3) 施設環境整備	4
	(4) 感染者発生時に向けた対応	5
3	施設の特性に応じた感染拡大防止の主な取組例	6
	<劇場等>	
	(1) 劇場、音楽堂等	6
	(2) 映画館	6
	<集会・展示施設>	
	(3) 博物館、美術館	7
	(4) 図書館	7
	(5) 水族館	8
	(6) ホテル宴会場	8
	<商業施設>	
	(7) エステティックサロン・ネイルサロン	9
	(8) DVD等レンタル店	9
	(9) 旅行代理店	10
	(10) 百貨店等	11
	<運動施設>	
	(11) 体育館、水泳場	11
	(12) ボウリング場	12
	(13) 屋内テニス場	12
	(14) スポーツジム	13
	<遊技施設>	
	(15) パチンコ	14
	(16) ゲームセンター	14
	(17) マージャン店	15
	<遊興施設等>	
	(18) カラオケ	15
	(19) ネットカフェ、漫画喫茶	16
	<大学・学習塾等>	
	(20) 学習塾	17
	(21) 自動車教習所	17
	<食事提供施設>	
	(22) レストラン、料理店等	18
	(23) 居酒屋	18
	<その他>	
	(24) イベント	19

1 はじめに

東京都（以下「都」という。）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、都民や事業者の皆様方の協力のもと、外出自粛や施設に対する休業の要請等を行うことなどを通じて、感染拡大の防止に取り組んできました。

こうした中、「感染症防止と経済社会活動の両立を図ること」、「新しい日常」の定着を目的として、都は、新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップを策定しました。

このロードマップでは、適切なモニタリング等を通じて、感染状況をコントロールした上で段階的な緩和を進め、慎重にステップを踏み、施設の休業要請の緩和等を実施していきます。

そのうえで、第2波も予想される新型コロナウイルスとの長期に渡る戦いを見据え、感染拡大を防止するための、働く場での「新しい日常」が定着した社会の構築を目指していきます。

事業者の皆様においては、事業を再開するに当たり、皆様の事業やお客様、従業員を守るためにも、引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対策の徹底が必要です。

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染予防対策を行う際の基本的な取組について整理したものであり、各業界団体作成のガイドラインと共に参考にさせていただき、事業者の皆様方が創意工夫を図り感染予防に向けた対策に取り組むようお願いいたします。

2 各業種に共通する感染拡大防止の主な取組例

(1) 利用者向け対策

○入場時等における対策

- ・ 入場者の列は間隔（できるだけ2 m）を空ける。このための従業員による行列の整理、立ち位置の目印を付すなど、入場整理を行うことで混雑を防ぐ
- ・ 入場者にマスク着用の徹底などの周知を図る（マスクを着用していない方に対してはマスクの配布などに努める）
- ・ 非接触型機器などを活用し入場者を検温し、発熱者に対しては入場を制限する
- ・ 施設の規模に応じて入場者数や滞在時間の制限を設ける（とりわけ屋内施設については、3密（密閉、密集、密接）にならないよう入場者数の制限に十分留意する）
- ・ 入場口や施設内各所に消毒備品等を設置し、入場者の手洗いや手指消毒、靴底消毒の徹底を図る
- ・ ICTシステム等を活用し、整理券やオンラインチケットの販売、来場時の日時指定予約、時間制来場者システムや完全予約制の導入等による混雑の緩和を図る

○施設内における対策

- ・ 施設内における座席や利用場所の配置を工夫するなど、人と人との間隔（できるだけ2 m）を確保する
- ・ 利用者に対し、手洗い・消毒の慣行に加え、大声の会話を慎むよう適宜アナウンスする
- ・ 複数の人が使用する場所（トイレなど）、手や口が触れるようなもの（商品やコップ類など）をこまめに消毒・洗浄する
- ・ 利用者や来場者等に対する紙やチラシ類、販促品などの物の配布は手渡しで行うことは中止し、机等に設置するなど、据

え置き方式で行う

- ・喫煙スペースがある場合は、3密（密閉、密集、密接）にならないよう利用者数の制限を設け、利用者に対して周知徹底を図る

(2) 従業員向け対策

○従業員の体調管理等

- ・従業員が使用する制服や衣服は、こまめに洗濯する
- ・従業員に対し、出勤前の検温や新型コロナウイルス感染症を疑われる症状の有無を確認させ、毎日の報告を徹底する
- ・体調不良の場合は、休養を促し、勤務中に体調不良となった場合には、直ちに帰宅させ自宅待機とする

○営業中における対策

- ・従業員に対して、勤務中のマスク着用を促すとともに、各所に消毒備品等を設置し、手洗いや手指消毒を徹底させる
- ・従業員間で、できるだけ2 mの距離を保てるよう、人員配置に配慮する
- ・扉や窓などを開けたうえで、扇風機やサーキュレーター等を外部に向けて使用するなど、建物や施設内の定期的な換気を行う

○更衣室・休憩時等における対策

- ・更衣室・休憩室の規模に相応しい人数以上の入室を制限し、休憩する際も対面での食事や会話をしないよう徹底する
- ・特に、屋内の休憩スペースについては、座席間のスペースを十分にとり、できる限り常時換気を行う

- ・従業員同士が共有する物品や、手が頻繁に触れる場所をなるべく減らし、共有を避けることが難しい物品等（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する
- ・従業員は、更衣室・休憩室に入退室する前後の手洗い・消毒を徹底する

(3) 施設環境整備

○レジ・窓口等

- ・レジや窓口など人と人の対面が想定される場所に、アクリル板や透明ビニールカーテンなどを設置し遮蔽する
- ・レジ前など利用者の列が想定される場合には、立ち位置の目印を付すなど行列の整理を行うことで混雑を防ぐ
- ・チケットレス、キャッシュレスなど、非接触によるやり取りが可能な手法をできる限り導入し接触機会を回避する

○トイレ

- ・適時、手袋・マスク着用の上、定期的に拭き上げ消毒を行う
- ・ハンドドライヤー利用や共用タオルの使用は中止し、できる限り、ペーパータオルを設置する
- ・個室ではない便器（男性用小便器など）の利用に当たっては、一つおきに使用するよう、利用者に対して周知を図る

○ごみの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたマスク等のごみは、ビニール袋に入れて紐を縛るなど密閉した上で捨てるよう表示する
- ・ごみを回収する従業員は、収集の際に手袋・マスクを着用するとともに、手袋・マスクを脱いだ後は、必ず石けんと流水で手を洗ったうえで、手指消毒を徹底する

○清掃・消毒

- ・不特定多数の人が触れる場所・器具等（ドアノブ、タッチパネル、ベンチ、エレベーターのボタン等）は、それぞれの器具類にあう消毒液等を用いてこまめに清掃・消毒を行う

（４） 感染者発生時に向けた対応

- ・万が一、感染者や感染の疑いがある者が発生した場合に速やかに対応できるよう、所轄の保健所との連絡体制を事前に整える
- ・濃厚接触者や施設来場者等に対して、後日連絡や情報提供できるよう、氏名・連絡先（電話番号・メールアドレス）等について、既存の顧客リストの利用やアプリケーションなどのICT技術を活用するなどの方策を講じ、来場者の把握に努める
- ・入手した個人情報については、目的外の使用を行わないことや一定期間経過後に削除することを徹底する

3 施設の特徴に応じた感染拡大防止の主な取組例

(1) 劇場、音楽堂等

- 飛沫感染対策として、前方席の使用を控えるなど、演者と客席の間隔を確保する
- 入場時に際しては、来場者が自分で半券を切って箱に入れ、職員が目視で確認するなど、入場時のチケットもぎりの簡略化を図る
- 余裕を持った入退場時間を設定し、ゾーンごとによる時間差での入退場等が行えるよう工夫する
- 出演者の入待ち、出待ちは厳に慎むよう周知徹底する
- 来場者と接触するような演出（声援を惹起する、ステージに上げる、ハイタッチをする等）は行わないようにする

※「公益社団法人全国公立文化施設協会ガイドライン」を参照

https://www.zenkoubun.jp/info/2020/pdf/0514covid_19.pdf



(2) 映画館

- 前後左右を空けた席配置とすることや、観客同士の距離を置くなどの措置を講じることで、座席の間隔を十分に確保する
- 上映前後に人が滞留しないよう、段階的な入退場を行うなどの出入りの運用について工夫を行う
- 上映に際しては、スクリーンを活用して来場者に対する感染防止策等の周知を行う

※「全国興行生活衛生同業組合連合会ガイドライン」を参照

https://www.zenkoren.or.jp/news-pdf/0514_COVID-19_guideline.pdf



(3) 博物館、美術館

- 展示配置の工夫や一方通行の設定により、人と人との十分な距離を確保する
- オーディオガイド、ベビーカー、車椅子等の貸出しに当たっては、十分な消毒を行う
- 特定の展示作品の前に、床に目印を付すなど、大量の人が滞留しないように工夫する
- 直接手で触れることができる展示物は展示しないことを原則とし、止むを得ない場合は職員が管理して消毒を徹底する

※「公益財団法人日本博物館協会ガイドライン」を参照

<https://www.j-muse.or.jp/02program/pdf/coronaguide0000.pdf>



(4) 図書館

- オンライン予約による貸出しや郵送による資料の配送など、希望する者が資料を利用できる工夫をする
- 新聞・雑誌の配置の工夫や一方通行の設定により、人と人との十分な距離を確保する
- 書架等で閲覧した資料を直接書架に戻さず、返却台に置くよう求めるなどの注意喚起を行う
- 障がい者等への読書支援機器等の貸出しに当たっては、十分な消毒を行う

※「公益社団法人日本図書館協会ガイドライン」を参照

http://www.jla.or.jp/home/news_list/tabid/83/Default.aspx?itemid=5307



(5) 水族館

- 展示室の入口等に行列が生じる場合、できるだけ2 mの間隔を空けた整列を促すなど、人が密集しないよう工夫を行う
- 直接手で触れることができる展示物は展示しないことを原則としたうえで、展示ケースのガラス面など来場者が多く接触する場所については、定期的に消毒を行う
- 来場者に人気のある展示コーナーについては、来場者がケースに触れる機会を減らすためのパーテーション等の設置や床に目印を付すなど、大量の人が滞留しないように工夫する

※「公益社団法人日本動物園水族館協会ガイドライン」を参照

<https://www.jaza.jp/storage/jaza-news/87oxTZhUgw3uam58DgSHpCaesU054VknR8zRHmoj.pdf>



(6) ホテル宴会場

- 着席スタイルの飲食提供については、テーブルとテーブルの間隔、着席数等を工夫した運用を行う
- ビュッフェスタイルの飲食提供については、蓋でカバーし、スタッフが取り分けて提供するなど、衛生管理を徹底する
- 来場者に対して、お酌や盃の回し飲みは控えるよう注意喚起を行う

※「一般社団法人日本ホテル協会ガイドライン」を参照

<https://www.j-hotel.or.jp/uploads/jhotel-admin/3729ece1a25771a8e66bb4b8bad8c239-1.pdf>



(7) エステティックサロン・ネイルサロン

- 来店者同士が近距離になりすぎないように予約を調整し、また接客も最少人数のスタッフにより対応する
- スタッフルーム等の店舗内で、スタッフ間のフィジカル・ディスタンス（ソーシャル・ディスタンス）を保つことが可能な程度の人員にてサロン運営を行う
- サロン内は、来店者の肌に直接触れる様々な器具や用具をできる限り使い捨てのものに変更する（難しい場合は消毒を徹底する）
- エステティシャンなど施術スタッフはマスクに加え眼鏡・ゴーグルやフェイスガード、手袋などを装着する

※「特定非営利活動法人日本エステティック機構、一般社団法人日本エステティック振興協議会ガイドライン」を参照

http://esthe-npo.lekumo.biz/blog/files/_3_0_202015031518.pdf



※「特定非営利活動法人日本ネイリスト協会ガイドライン」を参照

<https://www.nail.or.jp/media/pdf/information/salonguide.pdf>



(8) DVD 等レンタル店

- レンタル用商品やカゴ、扉の取っ手など、顧客や従業員が手を触れることが多い箇所・機材等は定期的に消毒を行う
- 商品の陳列等を工夫するとともに、床に目印を付すなど、局所的な混雑緩和や接触機会を減らし大量の人が滞留しないように工夫する

- あらかじめレンタル作品を決めた上で来店する等、来店者に対して店内滞在時間短縮化を心がけるよう周知徹底する

※「日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合ガイドライン」を参照

http://www.cdvnet.jp/modules/information/index.php/pdf/20200514_guideline.pdf



(9) 旅行代理店

- 電話やメールでの旅行相談、オンラインによる旅行申し込みなどを利用者に促すとともに、後日発券のクーポン等は、電磁的方法による手交、または郵送等を活用するなど、非来店での旅行取引に努める
- 感染状況等により旅行の安全かつ円滑な実施・継続が困難となった場合や、その可能性が大きい場合には、旅行の実施の是非を検討するよう、旅行者（団体責任者）に助言する
- 店舗における旅行販売・相談等、顧客と近接して会話することが必要な業務についても、デジタルパンフレットによる事前案内、来店を要する旅行契約手続き等の簡素化など、顧客との直接的な接触機会を極力低減するよう業務の見直しを行う

※「一般社団法人日本旅行業協会（JATA）、一般社団法人全国旅行業協会（ANTA）ガイドライン」を参照

https://www.jata-net.or.jp/virus/pdf/2020_newvirusccrrspndncguideline.pdf



(10) 百貨店等

- エレベーターの利用が混雑しないよう利用人数の制限を行うとともに、高齢者、妊婦、障がい者が優先的に利用できるよう来場者に対して周知する
- エスカレーターの利用においては、来場者が適切な対人距離を確保できるよう、定期的アナウンスを行う
- キャッシュレス決済を行わない来場者に対しては、レジにおいてコイントレイでの現金受渡を励行する
- 化粧品等のカウンセリング時には、顧客との真正面での立ち位置を避け、適切な接客時間に留意する
- 混雑につながるような販売促進策を自粛するとともに、店舗が混雑する時間帯に関する情報を周知しオフピークタイムでの来店を呼びかける
- 混雑が予想される店舗や売場などへは、1グループ1人又は少人数で入場させるなど運用上の工夫を行う

※「オール日本スーパーマーケット協会等ガイドライン」を参照

http://www.ajs.gr.jp/upimages/pdf/526_1.pdf



(11) 体育館、水泳場

- 更衣室、休憩室、シャワールーム等の利用に当たっては、ゆとりを持たせ、他の参加者と密となることを避ける運用を行う
- 更衣室、休憩室、シャワールーム等の利用に当たって、ゆとりを持たせることが難しい場合は、入室人数制限等の措置を講じる
- 更衣後の衣服やタオル等は、密閉できる容器等に入れ、他人に触れないように管理し持ち帰ることを周知徹底する

※「公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会ガイドライン」を参照

<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4158>



(12) ボウリング場

- 1レーン当たりの利用人数を原則3名までとし、隣の利用者とは1レーン空ける
- ボール拭きタオルは、清潔なものを利用人数分渡すなど、共有をなくすための方法を各ボウリング場で工夫する
- 利用者が使用した靴やボウリング球は、使用レーンに置いたままにするよう促し、スタッフが除菌・消毒のうえ元の場所に戻す

※「公益社団法人日本ボウリング場協会ガイドライン」を参照

https://bowling.or.jp/pdf/top/guideline_0527.pdf



(13) 屋内テニス場

- プレー中を除いて、利用者とスタッフのマスク着用を徹底する
- 時間を区切り、1回当たりのテニスコート利用人数を制限するとともに、連絡先が特定できない人の利用を原則禁止する
- マイラケット・マイシューズの使用を促し、可能な限りレンタルラケット等の利用を控えるよう周知する

- ジュニアスクール生の保護者などプレーしない方の観覧を自粛するよう周知徹底する

※「公益社団法人日本テニス事業協会」を参照

https://www.jtia-tennis.com/2020_05_14_tennis_guideline.pdf



(14) スポーツジム

【クラスターが発生した施設類型として感染拡大防止の特段の留意が必要な施設】

- 重症化リスクが高い高齢者や基礎疾患を持つ利用者に対しては、当面の間、利用自粛も含めた注意喚起を行うとともに、利用に当たっては施設利用時間を分けるなどの配慮を行う
- 密とならないようソーシャルディスタンスの確保やエクササイズ前後の手洗い・消毒等、感染拡大防止に関する注意事項を定期的アナウンスするなどの取組を講じる
- トレーニングジムについて、マシン・トレッドミルの汗拭き用として設置されているタオルの共用を避け、消毒剤や使い捨てペーパー類、ごみ箱を用意したうえでの使い捨て方式に切り替える
- トレッドミル、バイク、クロストレーナーの利用については、隣の利用者との間隔を確実に2 m以上空けるとともに、ウォーキング専用の器具を多めに設けるなどの工夫を行う
- 当面の間、スタジオプログラムやプールなどでのアクアプログラム等の集団レッスンは、呼吸が激しくなるものは休止とする。呼吸が激しくならないものは、ドアを開けるなど換気の徹底を図るとともに、人数制限や利用者の活動範囲の目印付すなどの取組を講じたうえで実施する
- 岩盤浴・サウナについて、入場制限を行っても密な状況となる場合には、当面の間中止する

※「一般社団法人日本フィットネス産業協会」を参照

<https://www.fia.or.jp/public/19525/>



(15) パチンコ

- 利用者の入れ替えのタイミングを利用し、遊技機のハンドル・レバー・ボタン等の消毒を行う
- BGM や機械の効果音等を最小限のものとしたうえで、利用者間で会話を行わないよう注意喚起を行う
- 人と人が対面する景品カウンターに透明ビニールシートなどを設置するとともに、カウンター接客時は手袋を着用する
- 通路等で立ち見がないように呼びかけを行うとともに、遊技客数が増え密集の恐れがある場合は、入場制限を行う
- 遊技客同士が間隔（2メートル程度）をとれるよう、少なくとも1台おきに稼働させるなど、稼働台数の制限などを行う
- カウンター前にある端玉景品の陳列を変更し、遊技客が景品に手を触れないように工夫する

※「全日本遊技事業協同組合連合会」を参照

http://www.zennichiyuren.or.jp/content/files/2020/covid19_guideline.pdf



(16) ゲームセンター

- 遊技機操作レバー、プッシュボタン、両替・券売機など高頻度に接触する部分については、利用者の入れ替え等のタイミングを利用し定期的な消毒を行う
- 遊技機の座席間隔を設け、遊技機1台おきに稼働させるなど物理的に間引くとともに、アクリル板や透明ビニールシート

など遮蔽パネルを設置する

- 遊技機を低音量に設定し、利用者が大声で会話を行わないよう注意喚起を行う

※「一般社団法人日本アミューズメント産業協会ガイドライン」を参照
<https://jaia.jp/wp-content/uploads/2020/05/ガイドライン PDF.pdf>



(17) マージャン店

- マージャン卓・マージャン牌・点棒等などの高頻度の接触が見込まれる道具は、利用者の入れ替えのタイミング等の機会を利用し、定期的に消毒を行う
- 遊技に際し、椅子を後ろに下げるなどして、対人距離を可能な限り2 m程度保つなどの工夫を行う（対人距離を確保できないことが見込まれる場合は、アクリル板や透明ビニールカーテン等を設置するなどの工夫を行う）
- 遊技者用にマージャン卓1台当たり2個程度の消毒液をサイドテーブル等に配置する

※「全国麻雀業組合総連合会ガイドライン」を参照
https://zenjanren.com/pdf/guide_20200514.pdf



(18) カラオケ

- 室内の定員が通常の半数以下となるよう人数制限を行い、半数を超える場合には分散利用を促す
- マイク、リモコン、タブレット端末、カラオケ機器等、高頻度に接触する部分については、利用者の入れ替え等のタイミングを利用し定期的な消毒を行う

- 部屋ごとに消毒液を設置し、利用者に定期的な手指消毒を促す
- 歌唱に際して、座席間隔をできるだけ2 m（最低1 m）以上空け、横並びで座るよう受付や室内の目に触れるところに掲示等を行う
- 当面の間、飲食の提供を控えるよう努めるとともに、提供する場合には、利用者個々に配膳するなどの工夫を行う

※「一般社団法人日本カラオケボックス協会連合会、一般社団法人カラオケ使用者連盟、一般社団法人全国カラオケ事業者協会ガイドライン」を参照

<http://www.jkba.or.jp/uploads/news/a2e082c81b7de927a865d1d5048c8ba7.pdf>



(19) ネットカフェ、漫画喫茶

- 雑誌、DVD 等の配置の工夫や一方通行の設定により、人と人との十分な距離を確保する
- 本棚等で閲覧した書籍等を直接本棚に戻さず、返却台に置くよう求めるなどの注意喚起を行う
- 書籍・雑誌等の立ち読みについて、自粛の呼びかけを行う

※「日本書店商業組合連合会ガイドライン」を参照

<http://www.n-shoten.jp/images/coronavirusguide.pdf>



(20) 学習塾

- 教室等における塾生同士及び講師との間隔を1～2 m確保する
- 四方を空けた席配置など、塾生同士の接触を少なくするよう工夫する
- 必要に応じて講師に対するフェイスシールドの装着や、ビニールカーテン等を設置する

※「公益社団法人全国学習塾協会ガイドライン」を参照

<https://jja.or.jp/wp-content/uploads/2020/05/guidelinever.3.pdf>



(21) 自動車教習所

- 送迎車両への乗車を予約制にするなど、乗車人数を管理する
- 車内教習時には、乗車人数を最低限に抑え密集を回避するとともに、車両窓を複数カ所大きく開けて車内を常時換気する
- 教習を行った都度、ハンドル、シフトレバー、ドアノブなど、教習生が触れた個所を中心に消毒する
- 高齢者講習時の実車指導に際しては、車外からの観察の方法によるなど、車両内が密とならないようにする

※「一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会ガイドライン」を参照

<http://www.zensiren.or.jp/zenwp/wp-content/uploads/2020/05/65f7cdaa8e74aa7914d5d56a5b204eb1.pdf>



(22) レストラン、料理店等

- 大皿での提供は避けて、料理は個々に提供する、従業員等が取り分けるなどの工夫を行う
- 会計時の混雑を避けるためテーブルでの会計を行う
- テレビを設置している店舗では、飲食時における上映の休止を行い、来店客の滞在時間を短縮するよう工夫する
- ビュッフェスタイルの飲食提供については、蓋でカバーし、スタッフが取り分けて提供するなど、衛生管理を徹底する
- レジと来店客の間や、テーブル上にアクリル板等の仕切りを設置するとともに、他グループとの相席は避けるようにする
- カウンターやテーブルサービスで注文を受けるときは、来店客の正面に立たないよう側面に立つなど、可能な範囲で間隔を保つようにする
- テイクアウト客と店内飲食客の動線を区別するとともに、デリバリー担当の配達員と来店客が接触しないよう、可能であればデリバリー専用カウンターを設けるなど、両者の動線が重ならないように工夫する
- 配達する料理の容器は、配達員が直に触れないよう袋等に入れ、配達に使用する運搬ボックス等は使用の都度、消毒する

※「一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会ガイドライン」を参照

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/ncv_guideline-29.pdf



(23) 居酒屋

- 大皿での提供は避けて、料理は個々に提供する、従業員等が取り分けるなどの工夫を行う

- 来場者に対して、グラスやお猪口の回し飲みは控えるよう注意喚起を行う
- 会計時の混雑を避けるためテーブルでの会計を行う
- レジと来店客の間や、テーブル上にアクリル板等の仕切りを設置するとともに、他グループとの相席は避けるようにする

※「一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会ガイドライン」を参照

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/ncv_guideline-29.pdf



(24) イベント

- イベントを主催する場合は、観客同士が密な状態とならないよう、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応を行う
- 来場者の募集に際しては、来場者に対して大声での発声や歌唱、声援を行わないなど、来場者が順守すべき事項をあらかじめ明示する
- 来場者が順守すべき事項は、イベント受付など会場の至る場所に掲示等を行うとともに、イベントの合間等を活用し定期的なアナウンスを行うなどの取組を講じる

※「公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会ガイドライン」を参照

<https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/jspo/guideline.pdf>



「第 28 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 2 年 5 月 29 日（金）13 時 00 分
都庁第一本庁舎 7 階特別会議室（庁議室）

【危機管理監】

それではただいまより第 28 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたします。

資料に基づいてご説明いたします。

資料 1 枚おめくりください。世界の各国の感染の状況です。昨日 12 時現在で 560 万人を超える感染者数、また 35 万人を超える死者数が発生しております。その下が国内の発生状況になります。28 日 0 時の時点で、1 万 6,498 名の感染者、亡くなられた方は 867 名となっています。その下が都の発生状況です。昨日の 18 時 45 分時点で 5,195 名の方が感染者として発生をしております。

資料 1 枚おめくりいただきまして、国の動きですが特段ありません。

次のページにつきましても新しいところはございません。

1 枚おめくりいただきまして、都の動きについて一番最新（情報）が 26 日、第 27 回対策本部会議を実施しております。

1 枚おめくりいただきまして、都の対応の最後の項目になります。国の基本的対処方針の改定を踏まえて、新型コロナウイルス感染症乗り越えるためのロードマップを一部改定しました。

1 枚おめくりください。新型コロナウイルス感染症への各局の対応です。

1 枚おめくりいただきまして、一番上、政策企画局の中の項目になりますが、休止中の都民利用施設及び都主催イベントの取り扱いについて、「新型コロナウイルス感染症乗り越えるためのロードマップ」に基づいて順次再開とするように総務局と連名で各局へ周知をしたところでございます。

また休止中の都民利用施設の再開等に関する情報につきましては、東京都公式ホームページに掲載をしております。

1 枚おめくりください。中ほどになります。生活文化局の項目の一番最後になりますが、感染拡大防止対策を講じた上で、都立文化施設、美術館、博物館等の再開を 6 月 1 日以降、順次実施をします。

また、広報東京都 6 月号の 1、2、3 面で、ロードマップの骨格、支援情報ナビの開設、各相談窓口と感染症対策支援について掲載をしております。

そしてオリンピックパラリンピック準備局です。感染拡大防止対策を講じた上で、都立ス

スポーツ施設等の利用を6月1日から順次再開します。

その下が都市整備局です。時差 Biz の登録企業や団体に対しまして、緊急事態宣言解除後もスムーズビズの継続に協力を求めるメールマガジンを配信しております。また、宣言の解除に伴い、鉄道事業者等に対して改めて感染拡大防止への呼びかけ等を要請しているところです。

その下、環境局のところですか。感染拡大防止対策を講じた上で自然公園施設等の利用の順次再開をしております。

資料1枚おめくりください。ページの下の方です。建設局です。感染拡大防止対策を講じた上で、公園施設等の利用を5月26日から順次再開しているところです。

資料1枚おめくりください。教育庁です。新型コロナウイルス感染症対策と都のガイドラインの作成及び周知をしております。学校に関しましては、後程、教育長から改めてご説明があります。

その下、人事委員会事務局です。採用試験の申込受付を6月1日から開始しております。

資料1枚おめくりいただきましてA4横の資料になります。モニタリング指標等の状況、東京都の対応について資料をつけております。

これにつきまして、総務局長からご説明をお願いいたします。

【総務局長】

「新型コロナウイルス感染症乗り越えるためのロードマップ」におけるステップの移行について説明いたします。

国における緊急事態宣言が解除され、今週26日から、「新型コロナウイルス感染症乗り越えるためのロードマップ」における「ステップ1」に移行したところでございます。

都ではロードマップの骨格を発表した15日から昨日までの2週間、感染状況などの七つの指標に関するモニタリングを継続して行いました。各資料の昨日時点の状況は、モニターのスライドで表示してある通りです。

感染状況に関する三つの目安のうち、新規陽性者数は9人と、ロードマップで定めた休業要請の緩和の目安である1日20人未満を下回っており、陽性者の増加比も1.07とほぼ横ばいの状況でございます。

また、昨日の接触歴等不明率は目安の50%上回っておりますが、調査の結果、この中には繁華街における所謂「夜の街クラスター」との関連が判明している方々がございます。これらの方は約10名であり、これを除けば50%を下回っております。このため、専門家からも感染状況の把握が難しい状況には至っていないと話をいただいているところでございます。

さらに、重症患者、入院患者がともに減少傾向にあり、医療提供体制も十分確保できております。

このため、昨日、新型コロナウイルス感染症対策審議会を開催し、専門家の委員にモニタリング指標の状況等を評価していただきました。審議会からは、今後もクラスター対策や感

染拡大防止対策を徹底していきながら、次のステップへ移行することは妥当とのご意見を頂戴しました。

次の資料をご覧いただきたいと思います。これらを受けて、この新型コロナウイルスの感染症対策本部におきまして、6月1日午前零時をもって、「ステップ1」から「ステップ2」に移行いたします。これにより学習塾や、劇場、映画館、集会展示施設、商業施設などへの休業要請を緩和することになります。

事業再開する事業者の皆様方におかれましては、これまでも都や各業界団体が策定するガイドライン等を踏まえ、適切な感染拡大防止対策を進めていただいているところでございますが、この週末を利用して、更なる徹底・ご準備の程お願いいたします。

都においては、業種ごとの感染拡大防止対策のポイントをイラスト等も使い、わかりやすくまとめたガイドブックを新たに作成するとともに、業界団体等との連携により、具体的な対策を助言するアドバイザーの派遣やWEBセミナーの開催などを検討し、事業者の皆様との取組をきめ細かくサポートして参ります。

また、事業者が確実に感染拡大防止策を実施できるよう、対策を講ずべき項目をチェックシートにまとめまして提供する予定でございます。

さらに、事業者が感染拡大防止の取組を実施する場合には、都民の方が安心して利用できる施設であることをお知らせするためのステッカーを早急に作成し、提供して参ります。デザインにつきましてはご覧の通りです。

説明は以上です。

【危機管理監】

お手元の資料に戻り、2枚おめくりください。A4の縦の資料になりますが、学校再開にあたっての都立高校の今後の対応という表題の資料でございます。

これについて教育長からご説明をお願いいたします。

【教育長】

学校再開にあたり、都立高校の今後の対応についてです。

新たに策定したガイドラインは、感染症予防対策を講じながら子供の健やかな学びの保障との両立を図り、学校の「新しい日常」を定着させていくことを目的として策定したものでございます。

主な内容ですが、まず、感染症予防策につきましては、具体的な内容をわかりやすい図を用いて示すとともに、学校での予防に加えて、ご家庭でも実践していただくような予防対策についても記載をしております。

次に、段階的な教育活動の再開としまして、時差通学やオンライン学習等を活用した分散登校の実施により、教育活動を徐々に再開していきます。

時期の設定につきましては、都立高校の場合、再開前の今週をI期、6月1日からII期、

15日からⅢ期ということで便宜的に区分けをしております。Ⅱ期とⅢ期につきましては、概ね2週間のスパンを予定しております。それ以降については、都内の感染状況を踏まえながら一斉登校を目指していきたいと考えております。

次に、教育活動にかかる運営方法については、飛沫感染の可能性が高い活動は行わないこととし、長期休業明けの児童・生徒の不安定になりやすい心のケア、まずこれを第1優先にして、また、医療従事者等への感謝の心を育みますとともに、感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別が起こらないように防止対策などに取り組んで参ります。

学校再開後の、学級閉鎖等も含む臨時休業等の対象については、学校で感染者等が発生した場合、保健所を含む衛生部局と相談をした上で適切に対処を行って参ります。

また、都内の感染状況が悪化した場合の対応については、学校とオンライン等を活用した家庭学習の配分を調整、変更していくことによって、教育活動を継続して実施していくこととし、一律休校はしない対策をとりたいと思っております。

次に、夏休み等の扱いについては、授業日数の不足を補うために、夏季休業日、冬季休業日を資料に記載のとおり短縮いたします。

なお、区市町村に対して、都立学校のガイドラインを周知することに加えて、地域の実情に応じてご活用いただくため、小中学校向けに参考となるポイント解説を作成し、併せて周知をしたところでございます。

学校に関して以上でございます。

【危機管理監】

資料についての説明は以上でございます。

このほか、この場にご出席の局長等の皆様からご発言等ございますか。

Webexで参加している局長等の方々でご発言等ある方いらっしゃいますか。

それでは、本部長からお願いいたします。

【都知事】

ご苦労様でございます。

ただいま報告があったように、6月1日午前零時から「新型コロナウイルス感染症乗り越えるためのロードマップ」におけます、「ステップ2」へ移行いたします。

事業再開されます事業者の皆様方におかれましては、都や各業界団体で策定されましたガイドライン等を踏まえて、適切な感染拡大予防対策の徹底を改めてお願い申し上げる次第であります。

週明けの6月1日から「ステップ2」に移行するわけですが、現在も一定数の新規陽性者が発生しているところでございます。都民の皆様方には、感染増大、感染拡大を防止するためにも、改めて基本中の基本である手洗いの徹底、マスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保、「3つの密」を避ける等、「新しい日常」を徹底して、実践をしていただきたく存じ

ます。

また、繁華街等、特に夜の繁華街等への外出については、十分にご注意いただくとともに、引き続き、都県境を越えた不要不急のご移動は控えていただきますようお願いいたします。

教育長から学校の件で報告があったが、都立学校は6月1日から再開をいたします。それぞれの学校において、感染症予防策を徹底して行っていただく。そして学校とオンライン学習などによる家庭学習を組み合わせた教育活動を実践していただき、学校の「新しい日常」の定着に取り組んでください。

そして、各局においては、ステップの移行を踏まえて、必要な取り組みを進めていただく。

そして、第2波への備えはもとより、「新しい日常」の定着に向けた施策を的確に展開していただきますよう、よろしくお願いいたします。

【危機管理監】

ありがとうございました。

以上をもちまして第28回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了します。